

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

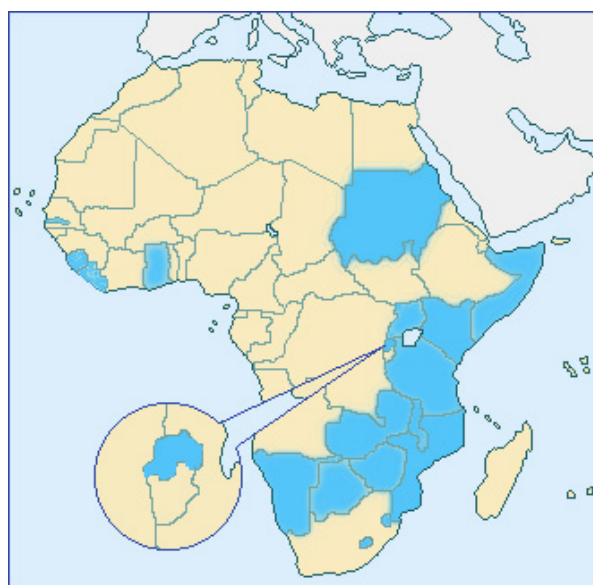
AIPPI・JAPAN

(11) アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)
(African Regional Industrial Property Organization (AP))¹⁷³

加盟国人口：2億7957.9万人¹⁷⁴

加盟国GDP：27兆8795億円¹⁷⁵

出願時の言語：英語



| 加盟国 | |
|--------|--------|
| ガーナ | ソマリア |
| ガンビア | ジンバブエ |
| シエラレオネ | ボツワナ |
| リベリア | ザンビア |
| ルワンダ | マラウイ |
| スーダン | モザンビーク |
| ウガンダ | ナミビア |
| ケニア | レソト |
| タンザニア | スワジランド |

| | | | | | | |
|--|--|----------------------|---|------|------|------|
| 知財庁 | African Regional Industrial Property Organization (ARIPO) | | | | | |
| 知財庁 Web サイト | http://www.aripo.org | | | | | |
| 知財庁長官 | Mr. Fernando Dos Santos | | | | | |
| 知財庁職員数 ¹⁷⁶ (2013年) | 職員数 43名 (内訳の一部を下記に記載) 審査官 (特許：7名、意匠：2名、商標：2名)、審判官：7名、管理職：9名 | | | | | |
| 知財庁予算 (2013年) | 400万 US ドル (約4億円、1USドル=100円) | | | | | |
| 現地知財庁への 出願数 ¹⁷⁷ (PCT 各国移行デ ータなし) | 年 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| | 特許 | 435 | 調査した範囲では、情報が得られなかった。 (ヒアリングによると、2012年は約600件) | | | |
| | 意匠 | 調査した範囲では、情報が得られなかった。 | | | | 151 |
| | 商標 | 調査した範囲では、情報が得られなかった。 | | | | 311 |

¹⁷³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

¹⁷⁴ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

¹⁷⁵ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

¹⁷⁶ ヒアリングによる

¹⁷⁷ <http://ipstatsdb.wipo.org/ipstatv2/ipstats/patentsSearch> (2014/2/2) ただし*は、MEASURES FOR ACCESSION TO, AND EFFECTIVE USE OF, THE MADRID SYSTEM Japan, Tokyo, March 8 and 9, 2012

(11-1) ARIPO 一般情報

ARIPO は、アフリカ地域の工業所有権機関の創設 (ARIPO) に関する協定に基づき、国連アフリカ経済委員会 (UNECA) 及び世界知的所有権機関 (WIPO) の協力により、ザンビアのルサカで 1976 年に設立され、ARIPO 協定は 1978 年から施行された。ARIPO は当初アフリカの英語圏の国に対しての加盟を想定していたが、加盟の規定はアフリカやアフリカ連合国連経済委員会の国の加盟が可能になるように修正された。

加盟国は：ボツワナ、シエラレオネ、ガンビア、ソマリア、ガーナ、スーダン、ケニア、スワジランド、レソト、タンザニア、リベリア、ウガンダ、マラウイ、ザンビア、モザンビーク、ジンバブエ、ナミビア、ルワンダの 18 개국である。ただし、タンザニアのザンジバル地域については、ザンジバルの知的財産法に ARIPO 出願に関する規定が存在しないため、ARIPO に出願して知財権を登録しても法的にエンフォースメントが有効であるかどうか不明である¹⁷⁸。

(11-2) ARIPO の議定書について

a) ハラレ議定書¹⁷⁹

特許・意匠に関する議定書(ハラレ議定書)はジンバブエのハラレで 1982 年に採択され、1984 年 4 月 25 日に発効した。その後の改正が 1987 年と 1994 年に実施された。また規則は 1984 年に採択され、1994 年に改正された。ハラレ議定書の現在の締結国は 17 개국である。以下に締結国と締結年を記載する (ソマリア以外の ARIPO 加盟国が締結済み) ケニア(1984)、ウガンダ(1984)、マラウイ(1984)、ガーナ(1984)、スーダン(1984)、ジンバブエ(1984)、ボツワナ(1985)、ガンビア(1986)、ザンビア(1986)、レソト(1987)、スワジランド(1988)、タンザニア(1999)、シエラレオネ(1999)、モザンビーク(2000)、ナミビア(2004)、リベリア(2010)、ルワンダ(2011)、

ただし、前記の下線部の国はハラレ議定書の規定が国内法に存在しないため、ARIPO を通して登録した特許・意匠の有効性に疑問が残る。

ハラレ議定書では、一つの特許出願で、出願時に指定された加盟国で有効である。一度付与された特許登録は、出願で指定された国について、加盟国の国内登録と同じ効果を持つ。

b) バンジュール議定書¹⁸⁰

商標に関するバンジュール議定書はガンビアのバンジュールで 1993 年に採択され、1997 年 3 月 6 日に施行された。また規則は 1999 年 11 月に採択された。バンジュール議定書では、一つの商標をハラレにある ARIPO 本部又は締結国の知財庁にある ARIPO 事務局に出願することによって、出願時に指定した締結国で有効になる。以下に締結国と締結年を記載する。

¹⁷⁸ http://www.adamsadams.com/index.php/africa/africaniplaw/tanzania_zanzibar/ (2014/1/28)

¹⁷⁹ <http://www.adamsadams.com/index.php/africa/africaniplaw/aripo/> (2014/1/28)

¹⁸⁰ <http://www.adamsadams.com/index.php/africa/africaniplaw/aripo/> (2014/1/28)

ボツワナ (1997)、スワジランド (1997)、ジンバブエ (1997)、マラウイ (1997)、タンザニア (1999)、レソト (1999)、ウガンダ (2000)、ナミビア (2004)、リベリア (2010)

ただし、前記の下線部の国はバンジュール議定書の規定が国内法に存在しないため、ARIPOを通して登録した商標の有効性に疑問が残る。ある事務所¹⁸¹では、ARIPOへの商標出願を推奨しておらず、各国の知財庁に出願するように推奨している。

2011年11月11日にTRIPS協定との調和を高めるために、修正されている。

c) スワコプムント議定書¹⁸²¹⁸³

伝統的知識に関するスワコプムント議定書はナミビアのスワコプムントで2010年8月に採択された。締結国は、ボツワナ、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、モザンビーク、ナミビア、ザンビア、ジンバブエである。

(11-3) 政府及び団体の知財 (ARIPO) についての取組み及び知財に対する姿勢

a) 人材育成 (Master's Degree in Intellectual Property (MIP), 2014 ADMISSIONS) ¹⁸⁴

世界知的所有権機関 (WIPO) によって組織され、ARIPO とジンバブエのムタレにあるアフリカ大学によって知的財産権の人材育成プログラムがスタートしている。なおこのプログラムの財政支援は日本政府が行っている。

プログラムは2014年3月1日から2015年4月30日まで続けられる。これは次のように3つの部分で構成されている。

- ・第一部 (2014年4月29日から7月20日まで) : 参加者はWIPOアカデミーの遠隔教育プログラム (DLP) の下でコースを取る。
- ・第二部 (2014年8月30日から12月5日まで) : 参加者はアフリカ大学の授業に出席し、ARIPOで実践的な研修を受ける。
- ・第三部 (2014年12月6日から2015年4月30日まで) : アフリカの様々な大学と特許事務所からの学者、法律実務家、知的財産役員及びその他の専門家から、参加者はレクチャーを受けて、特定のトピックに関する研究プロジェクトを提出しなければならない。

b) 韓国政府からの協力

(i) 韓国特許庁 (KIPO) とARIPOの協定について¹⁸⁵

¹⁸¹ Adams&Adams アフリカ商標についての覚書

¹⁸² AIPPI JAPAN 平成20年度「各国・地域における伝統的知識の保護制度に関する調査研究報告書」

¹⁸³

http://www.cultureindevelopment.nl/News/Heritage_Africa/804/Swakopmund_Protocol_on_the_Protection_of_Traditional_Knowledge_and_Expressions_of_Folklore (2014/02/04)

¹⁸⁴

<http://www.aripo.org/index.php/news-events/press-room/321-masters-degree-in-intellectual-property-mip-2014-admissions> (2014/1/28)

¹⁸⁵

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek20200&seq=1435 (2014/1/28)

韓国特許庁（KIPO）と ARIPO は知的財産権の分野での協力に関する協定を韓国・ソウルで、2010年12月16日に調印した。

韓国特許庁（KIPO）と ARIPO の協定の元での共同プロジェクトには、ARIPO の審査のための知的財産教育の提供、eラーニングの供給、及び特許行政のコンピュータ化システムの開発が含まれる。また特許関連データ（韓国特許抄録）などの交換、韓国特許庁・国際知的財産研修院の発展途上国用教育プログラムへの ARIPO の審査官の参加なども予定している。

< 5. 域外主要国（6）韓国にも記載 >

(ii)NIPA（the National IT Industry Promotion Agency）とARIPOの協定¹⁸⁶について
（目的）

ARIPO の知財に関する行政サービスをよりスムーズに行い、高い質のビジネスサービスを提供することである。

（役割）

- ・ ARIPO は知財に関する行政サービスの改善を行う。
- ・ NIPA は資金と資材を提供する。また WIPO や ARIPO と共同で ICT の整備を行う。
- ・ WIPO はプロジェクトの管理と技術的な相談を行う。

< 5. 域外主要国（6）韓国にも記載 >

(iii)KOICAとARIPO、ジンバブエ知財庁（ZIPO）のプロジェクト¹⁸⁷

ARIPO 及びジンバブエの知的財産庁（ZIPO）の ICT インフラのアップグレード及び近代化に関するプロジェクトが正式に2013年10月7日に ARIPO で開始された。

事業費は推定 5.8 万ドルで、2年後に実施される。プロジェクトは、ARIPO 事務局の知的財産管理を支援するシステム、及び ARIPO 加盟国へのオンラインサービス、ICT 機器、知識、技術の移転及び IP 専門家のノウハウを伝える予定である。

このプロジェクトで ARIPO とその加盟国の知財庁のスムーズな連携が期待されている。ジンバブエ知財庁（ZIPO）は第1段階でのパートナーである。第1段階が正常に完了するとプロジェクトは残りの17か国 ARIPO 加盟国に拡張する予定である。

< 5. 域外主要国（6）韓国にも記載 >

c) 中国政府からの協力¹⁸⁸

(i)中国国家工商行政管理総局（SAIC）と ARIPO の協定について

中国とアフリカの経済協力を強化することを目的として、2011年3月31日に ARIPO と中国国家工商行政管理総局（SAIC）で協定を締結した。アフリカビジネス情報の定期

¹⁸⁶ aripo_nipa_agreement

¹⁸⁷

<http://www.aripo.org/index.php/news-events/press-room/308-launch-of-the-koica-wipo-aripo-zipo-project> (2014/1/28)

¹⁸⁸ <http://www.aripo.org/index.php/news-events/press-room/281-aripo-and-saic-sign-a-mou>(2014/1/28)

的な交換、知的財産制度の強化、キャパシティ・ビルディングの方法を確立することで。上記目的を達成する。

特に商標制度の質の向上のために、中国とアフリカでユーザーの情報交換会議を開く予定です。また人材育成のために ARIPO アカデミーにも支援する。また相互の関係者がお互いの主要な活動への参加する予定である。

d) ロシア政府からの協力

(i) ロシア知財庁とARIPOとの協定について¹⁸⁹

(協力内容)

- ・ 知財の分野の情報と経験を相互に交換する。特に検索や実体審査についての経験や知見を交換する。
- ・ 知財の啓蒙活動と人材育成について協力する。特に知財の普及について技術的な支援を互いに行う。
- ・ 両国の会議や技術展覧会に参加する。

(11-4) 知的財産権関連制度（特許）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 審査

(i) 実体審査

<法律・規則・制度>

ハラレ議定書規則 18 に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると実体審査を新規性・進歩性・記載要件について行っている。新規性は絶対新規性を採用している。ヒアリング先の事務所は、PCT 各国移行の出願の場合、国際調査報告と国際予備審査報告のコピーを提出することを推奨している。すべての出願において、出願人は審査手数料を支払うか他国の関連出願の審査結果を提出するかどちらかを選択できる。PCT 出願の場合は、他国の審査結果の代わりに国際予備審査報告のコピーを提出することができる。

b) 異議・無効

(i) 異議 (Opposition)

<法律・規則・制度>

ヒアリングによると特許の異議を ARIPO または各国知財庁に申し立てる規定はハラレ議定書にはない。

c) その他

(i) 裁判

¹⁸⁹ [http://www.aripo.org/index.php/resources/agreements/viewcategory/21-mou-between-aripo-and-rosapatent\(2013/2/20\)](http://www.aripo.org/index.php/resources/agreements/viewcategory/21-mou-between-aripo-and-rosapatent(2013/2/20))

ヒアリングによると、ケニアでは ARIPO 特許に関する裁判が行われたことがある。

(11-5) 知的財産権関連制度（意匠）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

<運用・実態>

ヒアリングによれば、新規性が要求されるが、ハラレ議定書には意匠の新規性の定義がない。また以下に各対象について記載した。

- ・有体物（不動産を含む）・・・保護されない
- ・有体物（不動産を含まない）・・・保護されない
- ・極小意匠（肉眼で視認できないもの）・・・保護されない
- ・建築物・・・保護されない
- ・動的意匠・・・保護されない
- ・光（花火、イルミネーション等）・・・保護される
- ・店舗等の室内ディスプレイやレイアウト・・・保護されない
- ・包装ラッピング・・・保護されない
- ・画像（表示される物品を特定して）・・・保護されない
- ・画像のみ（表示される物品を特定しない）・・・保護される
- ・テキスタイル（布として）・・・保護されない
- ・テキスタイルのみ（物品を特定しない）・・・保護される
- ・3次元（3D）画像・・・保護されない
- ・ホログラム・・・保護されない
- ・グラフィックシンボル・・・保護される
- ・アイコン・・・保護されない
- ・設計図・・・不明

b) 出願

(i)意匠制度

<運用・実態>

部分意匠制度は存在する。関連意匠制度、一出願多意匠制度はない。

c) 審査

<法律・規則・制度>

ハラレ議定書第4条に、方式要件だけが審査されると規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、実体審査は行っていない。方式審査のみ行われている。

(11-6) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)定義

<法律・規則・制度>

バンジュール議定書には商標の定義に関する規定はないが、同議定書第3条3:2には、標章の保護を受けようとする商品及び／又は役務はニース協定に定められたものと同じ一つ又はそれ以上の類とともに、指定するものとする規定されている。

第3条

出願内容

3:2 出願において、標章の保護を受けようとする商品及び／又は役務を、改正された標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関する1957年6月15日のニース協定に定められたものと同じ一つ又はそれ以上の類とともに、指定するものとする。このため、ARIPO事務局は、出願人が一つ又はそれ以上の類を指定していること、及びその指定が正しいことを確認し、係る指定が行われていない場合、又は、その指定が正しくない場合は、分類料金の納付を受けて、ニース協定で定められた適切な一つ又はそれ以上の類に基づき、商品または役務を分類するものとする。

<運用・実態>

ヒアリングによると、新しい商標（動き、音など）は、登録できない。

(ii)登録時の商標の使用の必要性

<法律・規則・制度>

バンジュール議定書第3条に定義されている。

第3条

出願内容

3:5 出願には、標章の実際の使用又は使用意思の申告が含まれるものとし、あるいは、標章の登録使用者として個人を登録するための出願を添付するものとする。ただし、登録使用者の出願が行われた場合には、長官が以下のことを認めることを条件とする。

- (i) 出願人が、係る商品又は役務に関して、その者に標章を使用させ、かつ、
- (ii) その者が、標章登録後直ちにその登録使用者として登録されること

<運用・実態>

ヒアリングによれば、登録時に商標の使用又は使用の意思が要求される（使用主義）。ただし、実際の使用は登録時に要求されない。

(iii)周知・著名商標の保護について

ヒアリングによると、周知・著名商標の保護の規定は、バンジュール議定書にはない。ただし一部の加盟国の知財法には周知・著名商標の保護の規定がある。

b) 公開・公告

ARIPO商標は3回公開される。最初は出願時に、2回目は加盟国の受理時に、3回目は登録時である。加盟国で商標が受理されれば出願から12か月で公開される。さらに18か月で公告される。公開・公告は紙のジャーナルに掲載される。

c) 存続期間

(i) 商標登録の更新

<法律・規則・制度>

10年ごとに更新する。

<運用・実態>

更新には、所定の費用を払うだけでよい。

d) 異議・無効・取消

(i) 異議 (Opposition)

ヒアリングによると、異議申立制度の規定は、バンジュール議定書にはない。ただし公開（2回目の公開）から登録後の公告の間は、指定国の法律に基づき異議申し立てを指定国の知財庁に行うことができる。商標に関しては、ARIPOは出願を登録するのみである。

(1 1-7) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境
加盟各国の項を参照。

(1 1-8) 模倣品の状況、侵害品摘発実績
加盟各国の項を参照。

(1 1-9) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本
ヒアリングによると、特許出願時に知財庁に支払う出願費用は以下のとおり。

| | | |
|------|--|--|
| 出願 | 出願費用 (Application Fee) | USD288 |
| | 1 指定国当たりの追加料金 (per designated member state) | USD86.25 |
| | 1 指定国当たりの初年度年金 (first annuity per designated member state) | USD46 |
| 審査請求 | The cost for the search and examination fee is in the region | USD575 |
| 手続き | Late filing supporting documents | 0 |
| | Request extension of time | USD58 |
| | Amendments of claims | USD115 |
| | Search and examination fee (他国への関連出願の審査結果を出願人が提出しなかった場合) | USD575 |
| | File the memorandum of response | USD18 |
| | 登録・公告費用 (Grant and publication fees) | USD700 |
| | 請求項・明細書について、10 請求項もしくは 30 項を越えたときの追加費用 (Surcharges for excess claims and additional pages in the specification) | USD50 (10 請求項を越えて 1 請求項あたり) USD20 (30 項を越えて、1 項あたり) |

ヒアリングによると、事務所に支払う特許出願手数料は、一例を挙げると書類作成手数料として100ワードあたりUSD42支払う必要がある。以下におおよその例を示す。

| | | |
|------|--|--|
| 出願 | 出願費用 (Application Fee) | USD2700-2900 |
| | 1 指定国当たりの追加料金 (per designated member state) | USD86.25 |
| | 1 指定国当たりの初年度年金 (first annuity per designated member state) | USD46 |
| 審査請求 | The cost for the search and examination fee is in the region | USD450 |
| 手続き | Late filing supporting documents | USD450 |
| | Request extension of time | USD220 |
| | Amendments of claims | 掛かった時間で請求 |
| | Search and examination fee (他国への関連出願の審査結果を出願人が提出しなかった場合) | USD450 |
| | Receiving and reporting ARIPO substantive examination report(without incurring the cost of substantially reviewing the report) | USD170 |
| | Review the substantive examination report and add comments. | USD300 |
| | Prepare and file the memorandum of response | USD170 |
| | Attending to payment of the grant and publication fees and/ surcharges for excess claims and additional pages in the specification | USD400-500 |
| | 登録 (Grant: receiving, checking and forwarding the LP) | USD450 |
| | 請求項・明細書について、10 請求項もしくは 30 項を越えたときの追加費用 (Surcharges for excess claims and additional pages in the specification) | USD50 (10 請求項を越えて 1 請求項あたり) USD20 (30 項を越えて、1 項あたり) |
| その他 | 登録後の状況報告費用 (1年あたり) | USD160 |

またヒアリングによると、知財庁に支払う特許年金費用 (加盟国すべて) は以下のとおり。事務所に支払う年金納付手数料は USD212 である。

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 1年目 | 出願時に支払い | 11年目 | USD4335.50 |
| 2年目 | USD816.50 | 12年目 | USD4726.50 |
| 3年目 | USD1207.50 | 13年目 | USD5117.50 |
| 4年目 | USD1598.50 | 14年目 | USD5508.50 |
| 5年目 | USD1989.50 | 15年目 | USD5899.50 |

| | | | |
|------|------------|------|-------------|
| 6年目 | USD2380.50 | 16年目 | USD6290.50 |
| 7年目 | USD2771.50 | 17年目 | USD7268.50 |
| 8年目 | USD3162.50 | 18年目 | USD8245.50 |
| 9年目 | USD3553.50 | 19年目 | USD9223.50 |
| 10年目 | USD3944.50 | 20年目 | USD10200.50 |

特許出願から登録まで33～40か月かかる。審査請求から登録まで12か月かかる。また登録から通知までは6か月である。

ヒアリングによると、商標出願時の知財庁と事務所に支払う総費用の一例は以下のとおりである。

| | |
|-------------------|------------|
| 出願 | USD1050.00 |
| 1加盟国追加につき | USD200.00 |
| 1クラス追加について | USD350.00 |
| 公開と登録について（1出願あたり） | USD250.00 |

(11-10) ライセンス契約／海外送金等における規制
ジンバブエの項参照

(11-11) 出願件数推移
調査した範囲では、情報が得られなかった。